

羽村市と株式会社シャトレゼホールディングスとの 包括連携に関する協定書

羽村市（以下「甲」という。）と株式会社シャトレゼホールディングス（以下「乙」という。）は、両者の発展に資するとともに、地域の活性化及び市民サービスの向上を図るため、次のとおり包括連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図ることにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動（以下「連携事項」という。）を推進し、地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる連携事項に取り組むものとする。

- （1）施設の相互利用に関する事
- （2）産業振興に関する事
- （3）市内農産物の販売促進に関する事
- （4）市政情報の発信に関する事
- （5）環境対策・リサイクルの推進に関する事
- （6）地域防災に関する事
- （7）地域の安全・安心に関する事
- （8）高齢者・障害者支援に関する事
- （9）健康増進・食育推進に関する事
- （10）子育て支援に関する事
- （11）教育・文化・スポーツ・生涯学習の推進に関する事
- （12）学術研究に関する事
- （13）ICカード等を活用したデジタル化の推進に関する事
- （14）その他地域社会の活性化及び市民サービスの向上に関する事

（協議）

第3条 甲及び乙は、前条各号に掲げる連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲乙合意の上、決定するものとする。

2 乙は、連携事項の一部を、甲と協議のうえ、乙の関係会社を実施させることができる。その場合、各当事者の責任範囲その他の必要な事項については、別途書面により定めるものとする。

(秘密の保持)

第4条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た秘密の情報を、甲又は乙以外の者に対し、漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(協定内容の変更)

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年(2027年)3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する6か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれが署名捺印の上、各自その1通を保有する。

令和4年(2022年)2月16日

甲 東京都羽村市緑ヶ丘五丁目2番地1
羽村市
羽村市長

乙 山梨県甲府市下曾根町3440番地1
株式会社シャトレゼホールディングス
代表取締役社長